

令和元年第六回（九月）市議会定例会

（令和元年八月三十日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和元年 第六回 九月 大月市議会定例会の開催にあたり、本日、提出いたしました案件について、ご説明申し上げますとともに、市長就任後、初めての定例会でありますので、今後の市政運営に当たり、私の目指すまちづくりの方向と所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、私は、先の六月三十日の市長選挙におきまして、市民の皆様方の温かいご支援をいただき、第十八代大月市長として八月六日から市政運営の舵取り役を担わせていただくことになりました。

市民の皆様からは、期待と励ましの言葉をいただき、身に余る光栄であるとともに、市長の責務の重大さを感じております。

まず、私の市政運営に取り組む基本姿勢につきまして申し上げます。

私は、財政健全化と地域活性化を両立しなくてはならない、この難しい状況を乗り越えるため、行政と市民が互いに信頼しあい、大月市を一つのチームとして協働し、新時代の大月を創ってまいりたいと考えております。

本市の最上位計画である第七次総合計画の中で「まちづくりの将来像」を「ひとと自然をいかし、希望のもてる未来をみんなで実現していくまち 大月」と定めております。

この将来像をイメージしますと、市民の皆様が笑顔で働き、まちづくりや文化・スポーツ活動を楽しんでいる姿が、正に私の意図するところであり、この目標の実現のために、情報を共有し、いつまでも親しみやすい身近な存在の市長として、市政を運営しなければならぬと考えております。

本市の厳しい財政状況の中にあっても、住民サービスの向上を目指してまいります。

そのために、費用対効果という視点から、現状をしっかりと分析し、限りある予算の中で、何をどのようにすることが、市民にとって最大のサービスにつながるのか見極めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を切に願ひ申し上げます。

はじめに報告であります。今月三日に開催されました、本市の夏の風物詩となっている「第三十六回かがり火市民まつり」は、天候にも恵まれ、私も一市民として、この祭りに参加をいたしました。

「まつり広場」のステージでは、十九団体によるダンスや舞踊などが披露され、市内外のダンスチームによる軽快な踊りと、今年はコスプレヤーによるステージもあり、昨年にも増して盛り上がりを感じました。

「まつり街道」では、ラッキースティランや猿橋出世大神宮の山車、神輿など、多くのパフォーマンズが繰り広げられ、「大月阿波踊り」では、恒例となりました「徳島の天水連」をはじめ、十四連による総勢約五百五十人が、迫力

ある鳴り物と優雅で躍動感あふれた踊りを浴道につめかけたお客様に披露し、多くの方々を感動させました。

また、本年は、これまでで最多の六十七店の出店があり、特に夕方からの「まつり広場」は、多くの若者や子ども連れのお客様であふれ、名実ともに、「大月が一年で一番熱くなる一日」であったと思います。

また、多くの関係者やボランティアの皆様などに支えられ、市民総参加による祭りが成功裏に開催されましたことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

私は、市長選挙の公約において、「賑わい」をキーワードにして、今の大月市を活性化させたいとの思いを強く抱いてまいりました。

そのためには、中小企業支援、企業誘致、観光の拠点づくりや、屋台村、チャレンジショップ、スポーツツーリズムなどの体験・交流型のメニューによる賑わいづくりを、今後、市民の皆様と対話しながら進めてまいりたいと考えております。

本市では、「観光まちづくりの取り組み」として、大月DMO推進協議会による、地域資源を活用して、来訪者と観光消費を増やすために、農業体験や自然を活用したアウトドア体験などのテストツアーを実施してまいりました。

本年も、国の補助金を活用し、「酒米作り体験」「ヘルスツーリズム」、「ベトナム旅行会社の誘致」、「民泊と和文文化体験」を計画しているほか、QRコードを利用し、英語、中国語表示ができる「大月ガイドマップ」を作成し、外国人を含めた来訪者向けサービスを準備しております。

また、大月桃太郎連絡会議と連携して「観光ガイド養成講座」を開催しており、地域案内人の養成を目指しております。

それにより、多くのお客様を本市にお迎えし、おもてなしができるよう、受け入れ態勢の整備に取り組んでいる、大月DMO推進協議会を今後も積極的に支援してまいります。

次に、「財政健全化判断比率の報告について」であります。

昨年度から、市民の皆様の説明してきたとおり、本市は、平成二十九年度決算において、健全化判断比率の四つの指標のひとつである「実質公債費比率」が十八・三パーセントとなり、起債借入時に県知事の「許可」が必要となる「起債許可団体」となりました。

本年一月には、公債費の適正な管理を目的とする「公債費負担適正化計画」を策定し、平成三十九年度決算では、十八・〇パーセントへ、令和元年度決算では、十七・一パーセントへ改善する計画でしたが、平成三十九年度決算の分析を行ったところ、実質公債費比率が、適正化計画の比率より、〇・三ポイント低い、十七・七パーセントとなったことから、計画よりも一年早く目標を達成し、

起債許可団体から外れることとなりました。

しかしながら、この数値は、県内他市と比べ、依然として高い水準にあることや、人口減少などによる、市税収入の減少が予想されることから、今後も、引き続き、「公債費負担適正化計画」で定められた方針に沿って、指数の改善に努めてまいります。

また、将来負担比率についても、平成二十年度決算の二百三十・六パーセントをピークに、二十五年度は百七十四・七パーセント、三十年度決算は、百四十六・五パーセントと、徐々に改善しております。

この指標の改善には、借入金残高の削減や特別会計等の経営改善、基金残高の増加が必要となりますので、歳入の確保や徹底した歳出の削減など、全庁的な取り組みを行い、さらなる、財政の健全化に努めてまいります。

次に、「ふるさと納税の確保対策について」であります。

本市のふるさと納税は、「株式会社さとふる」と、「楽天株式会社」の二社に委託して運用してまいりましたが、本年四月からは、業界最大手である「トラストバンク」が運営する「ふるさとチョイス」とも委託契約をし、寄附を受けられる窓口を広げたところであります。

一方、返礼品につきましては、総務省から地場産品の定義について方向性が示されたため、法令を遵守した上で山梨県と協議しながら、より多くの返礼品を取り揃えてまいります。

本年度につきましては、既に、寄附金額は、二億円を超えておりますが、厳しい財政状況の中、人口減少による市税の減少が見込まれることから、ふるさと納税は、重要な財源であると考えております。

今後も引き続き、新たな特産品を掘り起し、市内事業所とともに、市の活性化を図り、本市の魅力を広くPRしながら、寄附者を増やし、寄附金の増額を目指してまいります。

次に、「人口減少対策について」であります。

本年度より、山梨県及び本市の総合戦略に基づき、本市へ移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、県と共同で、東京圏から本市に移住した方に対し、移住支援金を交付する制度を新たに設けることといたしました。

この制度は、最高で百万円の助成金の支給となりますが、国の地方創生・移住支援金交付事業を活用していることから、財源につきましては、国が二分の一、県と市が四分の一ずつの負担となり、令和六年度末までの六年間の事業となっております。

今後、国・県と連携しながら、人口減少対策に取り組んでまいります。

次に、「大月市立地適正化計画について」であります。

人口減少と少子高齢化により、本市の拠点地区である大月駅、猿橋駅周辺は、商店の減少や空き家の増加などが続いております。

これに歯止めをかけ、本市の拠点としての機能を高め、賑わいを創出するとともに、地域間の公共交通ネットワークとも連携することで、市全域での安心、健康、快適な生活を目指した、まちづくりを進めてまいります。

まず、大月駅北側の大規模未利用地を活用し、子育て世代の居住を誘導し、生活の利便性を高める公共サービスや商業施設等の誘致を図ってまいります。

このために市が行うべきインフラ整備として、市道大月脈岡線の拡幅とJR大月駅の南北自由通路を本計画に位置づけており、計画に基づく整備を推進してまいります。

本年度は、市道大月脈岡線の都市計画変更手続きを実施するため、まず、県と十分な協議を進め、方向が整い次第、地元説明会を開催し、地権者や沿線住民の方々に対し、事業内容を丁寧に説明し、ご理解とご協力していただけますよう努めてまいります。

南北自由通路につきましては、本市の費用負担を抑える整備手法と事業規模について、引き続きJRとの協議を進めてまいります。

大月駅南北の回遊性が向上することで、駅北側のビジネスホテルの宿泊者にも大月に立ち寄ってもらい、また、乗り換え地として訪れる多くの観光客にも大月に立ち寄ってもらい、活気と賑わいにつながる、まちづくりを進めてまいります。

また、猿橋駅周辺整備事業の根幹となる県道猿橋停車場線の整備につきましても、六月に県と市による、第一回検討会を開催し、県による整備を要望したところでありますので、引き続き県と連携して本計画を推進してまいります。次に、「防災行政無線デジタル化事業について」であります。

本市は、昭和五十七年に防災行政無線を整備し、平成九年に再整備を行いました。

その後、二十年が経過し、老朽化が進んだこと、また、現在使用しているアナログ波では、令和三年五月の無線局免許状の更新が認められないことから、防災行政無線のデジタル化を進めてまいります。

この事業の予算については、今議会に提出し、令和三年三月の完成を目指しております。

多額の費用が必要となりますが、本市にとって最も有利となる「緊急防災減災事業債」を活用し、整備事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「小中学校の教育環境の整備充実について」であります。

まず、本年四月に、不登校児童生徒の居場所づくりのため、旧強瀬小学校別

棟に小学生と中学生を対象とした「大月市教育支援センター」を開設し、各小中学校や関係機関との情報交換を行い、受け入れ体制を整えました。

さらに、同施設の二階に開設されており、高校生を対象とした民間教育支援施設、「フリースクール・オンリーワン」と官民の協働により、小・中・高と連携ができるようになっております。

また、「ふるさと教育」の取り組みといたしましては、「大月市英語体験活動」を富士急行線の電車内で、今月七日に実施いたしました。

この体験活動は、今回が二回目となり、市内の小中学生と都留高生が、通訳・観光ボランティアをお願いしている「ふじ国際交流会」の方々や、教員とALTの支援を受け、世代間のふれあいなどをはじめ、コミュニケーション力の向上を目的に、外国人観光客と直接、英語で会話をする体験学習となっております。

この体験活動に参加しました二十六名の児童生徒からは、「事前学習会の二日間で、英語に自信ができました。」「今度、外国人を見かけたら話しかけてみたいと思います。」「英語は難しい。と思っていました。」「英語は楽しい。に変わりました。」などの感想が寄せられ、意義ある体験活動となりました。

今後も、グローバル社会を生きていくために、ふるさとを愛し、夢と希望をもって世界に羽ばたける子どもの育成に努めてまいります。

次に、「子育て環境・子育て支援の充実について」であります。

はじめに、本年十月から全国でスタートする「幼児教育・保育の無償化について」であります。

この制度は、所得や保護者の就労状況に関係なく、三歳から五歳までの全ての子どもと、住民税非課税世帯のゼロ歳から二歳の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する際の利用料が無料となります。

この無償化の開始に向けては、広報等による周知や各幼稚園・保育園などを通じてチラシを配布するなど、円滑に事業が開始できますよう、各施設との連携を密にして保護者に丁寧な説明を行い、経済的負担の軽減と利便性の向上に努めてまいります。

次に、「子育て支援医療費助成制度の拡充について」であります。現在、中学三年生までの医療費無償化を、本年十二月一日から、高校三年生までに拡充することといたしました。

この制度は、子育て世代の医療費負担を軽減し、子どもの健やかな成長に寄与することを目的としており、今回の制度改正により、十八歳までの児童生徒などが、県内の医療機関を受診した際は、窓口無料方式により医療費の助成を行うものであります。

また、今回の制度の拡充に併せて、重度心身障害者医療費助成制度の窓口無

料方式の対象者を十八歳までとし、助成方法の変更を行うことといたしました。次に、「幼稚園・保育所・保育園の再編に関する市の方針について」であります。

昨年十二月から実施した公募により、本年三月に、事業予定者を決定いたしました。

東部地区の猿橋駅周辺における保育施設の整備事業は、現在、事業者において、施設整備の着手に向けた、社会福祉法人の設立認可申請手続きと、調査・基本設計業務を進めております。

令和三年四月の開設を目指し、保育施設の整備と利用者の受入れにかかる準備を着実に進めており、市の方針に基づき、子育てしやすい環境づくりを図ってまいります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告が一件、条例案件が二十件、予算案件が三件の計二十四件であります。

はじめに、報告第二号「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。

これは、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたものを、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分いたしましたものは、条例が一件で、八月六日に専決処分した、専決第五号の「大月市長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、本市の厳しい財政状況を考慮し、令和元年八月六日から令和二年三月三十一日までの市長等の給与を減額するものであります。

次に、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第五十六号「大月市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件」についてであります。

これは、地方公務員法等が改正されたことに伴い、特別職非常勤職員及び臨時任用職員の対象要件が厳格化され、新たに創設された会計年度任用職員制度への移行を進めるため、給与及び支払方法等を条例で定める必要があることから、条例を制定するものであります。

次に、議案第五十七号「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例中改正の件」、議案第五十八号「職員の分限に関する手續及び効果に関する条例中改正の件」及び議案第五十九号「大月市職員の育児休業等に関する条例中改正の件」並びに議案第六十号「大月市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中改正の件」についてであります。

この四件の条例につきましても、地方公務員法等が改正されたことに伴い、会計年度任用職員制度に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十一号「大月市職員退職手当支給条例中改正の件」についてであります。

これも、地方公務員法が改正されたことに伴い、会計年度任用職員制度に対応するため及び地方公務員法で定められている成年被後見人に係る事項を欠格条項から削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十二号「大月市職員給与条例中改正の件」についてであります。

これも、地方公務員法で定められている成年被後見人の欠格条項等について、措置の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十三号「公益的法人等への大月市職員の派遣等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、地方公務員法等が改正され、会計年度任用職員制度に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十四号「大月市印鑑条例中改正の件」についてであります。これは、住民基本台帳法施行令等が改正されたことに伴い、印鑑登録において旧氏等を組み合わせたもので表した印鑑登録が出来ることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十五号「大月市税条例中改正の件」についてであります。これは、軽自動車税環境性能割の創設に伴い、減免規定及び減免申請を県の自動車税における、身体障害者等に対する規定と整合性を図る必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十六号「大月市手数料条例中改正の件」についてであります。これは、消費税法の改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が公布されたことに伴い、危険物施設の許可申請手数料の改正を行うものであります。

次に、議案第六十七号「大月市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件」についてであります。

これは、国の基準が改正されたことに伴い、引用している用語を整理する必要があることなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十八号「大月市保育料条例中改正の件」についてであります。

これは、子ども子育て支援法が改正されたことに伴い、引用している用語を整理する必要があることなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十九号「大月市子育て支援医療費助成金支給条例中改正の件」についてであります。



これは、子育て支援医療費助成制度の助成対象の年齢を満十八歳まで引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七十号「大月市重度心身障害者医療費助成条例中改正の件」についてであります。

これは、子育て支援医療費助成金支給条例の改正に伴い、重度心身障害者医療費助成事業の窓口無料方式の対象年齢を引き上げる必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七十一号「大月市行政財産使用料条例中改正の件」及び議案第七十二号「大月市下水道条例中改正の件」並びに議案第七十三号「大月市簡易水道事業給水条例中改正の件」についてであります。

これは、消費税法及び地方消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七十四号「大月市火災予防条例中改正の件」についてであります。

これは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が公布されたことに伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除規定が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七十五号「大月市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、地方公務員法で定められている欠格条項について、成年被後見人等を一律に排除するのではなく、個別的・実質的に判断する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、交付金の決定に伴う増額及び緊急性のある事業について、予算編成を行いました。

まず、議案第七十六号「大月市一般会計補正予算（第二号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、総務費では、ふるさと大月応援寄附金の増収に伴う積立金と返礼経費、防災行政無線デジタル化推進整備事業の追加など、民生費では、子育て支援医療費助成金支給事業の助成対象者を十八歳まで拡大するための経費の追加など、商工費では、産業集積促進事業助成金の追加、教育費では、埋蔵文化財保護事業費の追加などにより、歳出補正総額は、三億二百九十五万六千円の増額となっております。

歳入につきましては、地方交付税の決定による増額及び寄附金、繰入金、市債などの追加により対応いたしております。

次に、議案第七十七号「大月市簡易水道特別会計補正予算（第一号）」につ

いてであります。

歳出におきましては、市営真木簡易水道整備のための変更認可申請経費などの追加を行い、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を追加しております。

次に、議案第七十八号「大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、前年度精算に伴う国庫支出金の返還金の追加を行い、歳入につきましては、支払基金交付金及び給付準備基金繰入金を追加しております。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。